

平成24年

第1回市議会定例会 議案第47号

函館市総合保健センター条例の一部改正について

函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例

函館市総合保健センター条例（平成14年函館市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市立函館保健所が」を削る。

第4条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 乳幼児健康診査室

第5条第1項中「第3号」を「第4号」に改める。

第7条第1項中「別表第3に」の後ろに「，乳幼児健康診査室の使用許可を受けた者にあつては別表第4に」を加える。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第7条関係）

区 分	単 位	金 額
BCG接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づくものを除く。）	1 回	320円
急性灰白髄炎予防接種（予防接種法の規定に基づくものを除く。）	1 回	2,000円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

機構改革に伴い規定を整備し、乳幼児健康診査室を設け、およびB C
G接種等の使用料を徴収することとするため